

令和3年度第11回合志市教育委員会会議録

- 1 会議期日 令和4年2月25日（金）
- 2 開議時刻 午後1時30分
- 3 会議場所 合志市役所 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 村上貴寛 委員 津川裕恵
委員 坂田由美子
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 中島栄治
教育部長 岩男竜彦
教育部次長 飯開輝久雄
（兼生涯学習課長）
学校教育課 栗木清智課長
草場博志教育審議員
大山寛指導主事
関嘉晋指導主事
榮峰男総務施設班長
齋藤正典総務施設班主幹
人権啓発教育課 荒牧聡課長

○中島栄治教育長

それでは、今から令和3年度第11回教育委員会議2月定例会を始めたいと思います。

最初に、会議録署名の指名ですけれども、村上委員と坂田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、よろしく申し上げます。

では、続きまして、前回会議録の承認をお願いしたいと思いますが、前回の会議録等で何か御質問等、御意見等はありませんでしょうか。

すみません、1ページ開けてください。訂正がありました。

1ページの、28行目の去年の成人式を迎えられた方というのは、今年の間違いですので、訂正をお願いします。

そのほか何かありませんでしょうか。

では、承認よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、私からの報告に移らせていただきます。

1ページ目を開けてください。

1月31日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議。定期監査の講評。定例記者会見（特に委員会関係は無し）。

- 2月 1日 一般質問打ち合わせ。庁議。地域学校協働活動実践発表会（中止）。
- 2月 4日 県広域消防意見発表会（中止）。市議会本会議。行政協力員会議（中止）。
- 2月 7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議。一般質問。
- 2月 8日 一般質問。
- 2月 9日 在宅勤務。
- 2月10日 総括質疑打ち合わせ。管内教育長と校長の合同会議（オンライン実施）。

会議の内容については、別紙を御覧ください。

主な内容としましては、そこに書いてありますとおり、所長の挨拶の中に、最初に出ておりますが、同和問題、部落差別問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指してということで、管内において悪質な落書き事案が発生。教育の果たす役割の大きさということでお話があったんですけども、このことについては、資料の3ページを開けていただいでよろしいでしょうか。そこに、どういった落書きだったかというのは書いております。明らかに悪意を持って書かれたものであり、実際にきちっとした対応をとらなければいけないということで、先ほどお話しましたが、うちの両支部長とは、この内容に関して、校長先生や先生方がこういった事実がいまだに現存しているという認識では勉強してもらうのだけでも、これを子どもたちの教育の場にそのまま持ち込むようなことはやめようということで、しっかりと受け止めた上で、もし、私たちの身の回りにも、こうやって人権を損なわれるような落書きであったり、ものであったりするのがないか、総点検をするというようなことで御了解をいただいているところです。

人権啓発教育課のほうでは、今月号の広報誌で、こういった落書きがあったときには人権啓発教育課までお知らせくださいという文を、入れる対応をしているところです。

続きまして、本年度末、それから来年度に向けてということで、少しありましたが、県学調の調査結果の活用ということでありました。これは別紙でお配りしていると思いますが、合志市の状況としましては、これは3月にお知らせしますが、大まかに言いますと、小学校のほうは、少し県平均を下回るようなことが多かったのですが、中学校が県平均を上回るという、これまでにない形になっております。ですから、小学校のときのいろんな課題が明らかにしていって、それが少しずつ改善されていって、中学校でようやく今県平均を上回るようなことになったのではないのかなということで、良い点としてはそれですが、小学校は、現時点でこんなに県平均を下回っているんだらうという点では、校長先生たちとも少し話をしたところです。それについては、あとのほうでまたお話をします。

事務所から、この調査結果を活用してほしいということで、同一集団の経年変化、それから、これからの取り組みをしてほしいということで、学校、学年、学級、教科部会としての取り組み、一人一人の意欲の育成、個に応じた指導の充実、能動的

に学び続ける力の育成という取り組みで考えてほしいというこの視点をいただいたところでは、

そして、校長先生方に、新年度の学校経営の構想を基にして、しっかり作っていただきたいということでお話しをしました。

では、管理関係です。異動関係、今度このあとですけれども、第3回目が行われました。そこでまた人材育成と書かれましたとおり、本年度も、また来年度に向けて初任者の先生方、大幅に増加するという。それと、人材発掘をお願いしたいというような話がありました。

不祥事については、これまでは懲戒ゼロですけれども、特にスクールセクハラゼロという点では、しっかりしていただきたいということです。

管理関係で、事故防止等の話は今のところは注意程度ですが、2番目の「原則、初任から6年間は通常学級担任」の取り扱いにということで、このときは、そのことをはっきり打ち出してほしいというようなお話があったんです。ですけど、その後、これ変更がありまして、校長止まりとするというふうになっております。要するに、学校人事課としては、初めて先生になられて、6年間ぐらひは通常学級を担任していく中で基本的なことを身に付けさせたいというような方針がありましたら、ぜひこれはそういった運用をしてほしいということだったんです。熊本市内では、3年再配のときに、支援学級のほうに、半数ぐらひの先生は1度経験をさせようというような取り組みもありますけれども、県としては、6年間はやはり通常学級の担任としてしっかり教師としての基礎を磨いてほしいということだったのですが、ちょっと返すと、担任をしなければいけないというようなことで、先生方が学校経営に使われると少し問題があるということで、その点が少し変更になったところもあります。

このときの話ですけれども、例外というとき、このとき使ったのは、それ以外の扱いを公文書でする場合には報告をしてほしい。産休、メンタル、指導力不足、他県現職、45歳以上は除くという例外措置があったのですが、これも誤解されないように説明しなければいけないので、このまま先生方におろすというようなことはしないということに、後からなっております。

そして、人事異動に関しては、学級数の把握について、本市も、一番最初から3校ほど学年の人数が変わりましてクラス数が増減したというのがあります。そういった点の把握をしっかりしてほしいというようなことでお話がありました。

加配についてですが、これが教職員の定数、人がいないということですけども、加配ではない引き上げ、未配置もあると。つまり、いたら配置をしますし、いなかったら、もうそれはなくなることもありますよということで考えてくださいということです。

あとは、これは再配置については、希望通りかなうとは限らないので、その点は押さえといてくださいというようなお話です。

臨採については、深刻な人手不足で、どの方も現任校でというような希望もされ

ていますけど、一度全部をまっさらにして、一番必要なところから配置をさせてほしいというようなことがありますので、必ずしもかなうということではないということをお確認をお願いしますということでした。

そして、非常勤講師については、決まってから手続きの準備をとということですので、決まり次第、4月1日からはどんどんしていいし、その前にも内示に関して、明日、臨時の教育委員会議を行いますけども、内示の段階で確定していったところに関しては手続きをしてもらいたいということです。

指導関係については、たくさんの事項がありましたけども、今回は省略したいと思います。

では、動静に戻っていただきたいと思います。

2月14日 予算決算常任委員会・質疑。市校長会がありましたので、私から少しお話をさせていただきました。

3ページに戻っていただければと思います。

校長会議は、挨拶のあと、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、この一番最後のところです。「休むことをためらわない」ということをしっかり先生方も、子どもたちとも確認してくださいということでお願いしました。

それから、人事異動リアルタイムでということです。

先ほど申しました6年縛りの確認です。あれは校長止まりとするというようなお話もしました。

入試事務についてですが、非常に難しくなりまして、中3について、二次募集を受けるがために合格していたところを辞退する。辞退するときには、学校長の確認を取るというような要件もありますし、とうとう公立辞退も出てきてしまったりすると。これは私立の二次募集を受けたいからというような理由があつてです。ですから、そういったことがないように、もう一回見直しといてほしいということで依頼はしております。

それから、初任者研修については、実践発表会予定しておりましたが、感染症対策ということで実施を見送ることにしましたので、せつかく実践発表のためにプレゼンを作ったりとか、自分の1年間の記録をとどめたり、初任者の先生方はしていますので、校内においてしっかりとそれを発表したり、認める場を作ってほしいということでお願いはしました。

それから、教育委員会事務局からということでは、管理規則、学年末休業日の日数、指定休業の変更をしました。そのことの確認をして、卒業式、入学式についてですが、昨年と同様に来賓に関しては呼ばないというようなことで、保護者に関しては、学校の実情にあわせて制限を設けるというようなことで、在校生は必要最小限ということで実施をすることになっております。また、担当して出席していただくことになっておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、人事評価について、それから、研究指定実施要項、少し変えましたのでこの説明をしました。

事務局のほうから、いくつかありますが、教育論文の結果の発表と、それから、表彰式を中止するという事。今年西合志中央小学校の遠山先生が道徳教育で第一席を取られたようです。

そして、あとは学校行事について会計年度職員の配置、人数の変更が少し変わりましたので、学校割り当てを変えましたので、その説明をしております。それから、新入学児童への寄贈品についても一通り紹介しております。あと、学校評議員について、本年度変更があるので、それをお知らせいただくようお願いしたところです。

では、動静に戻っていただきたいと思います。

2月16日 生涯学習課協議。

2月17日 校長期末面談。

2月18日 庁議。

2月21日 安全運転管理者等協議会合志支部から反射タスキの寄贈。

2月25日 総括質疑打ち合わせ。

以上が2月の私の動静と報告になります。何か御質問等はないでしょうか。

○池頭俊教育委員

6年縛りの別途通知という通知文が出ているのでしょうか。

○中島栄治教育長

はい、出ております。ただ、内容的には、そのことについては校長どまりとするというだけの文章です。どう取り扱うということじゃありません。

○池頭俊教育委員

もう一つだけ。前回の教育委員会議、1月の部分ですけど、いいですか。

○中島栄治教育長

はい。

○池頭俊教育委員

上川教育長からと言われて、区域外就学については、表現に注意していただきたいとの話ですが、これって何でしょう。

○草場博志教育審議員

教育長代理で出席をさせていただきましたので、そのことについてお答えしたいと思います。

教育事務所の担当指導主事から就学に係る判断について、進学関係のことで市町教育委員会においては、積極的に受け入れをしてほしいというような趣旨の発言が

ございました。各教育委員会では、慎重に子どもたちや御家庭に寄り添いながら対応を丁寧に行っているにも関わらず、教育事務所からそのような発言があるというのはいかがなものかということで他市町から御指摘があったところでございます。

○中島栄治教育長

はい、よろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

わかりました。

○中島栄治教育長

はい。それでは、続けて、議題に移りたいと思います。

では、議題の1番目、合志市立小・中学校就学等に関する規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

○栗木清智学校教育課長

はい。では、私から御説明をいたします。

資料は4ページからになります。説明の中でわかりやすくしたいので13ページを見てもらうと、右側が改正前、左側が改正後の新旧対照表になっておりますので、そちらのほうが見やすいかと思っておりますので、そちらを見ながら御説明したいと思います。

まず小・中学校の就学等に関する規則の一部を改正するものですが、現在、規則に定められている区域外の就学や指定の変更の申請書とか、通知の様式について、長年の事務を経て、規則等変更のやり方が少し不都合があっているようなので、そこら辺を丁寧に見直すような改正をしているところです。先ほどありましたように、区域外就学というものは、市町村間で住民票登録していない学校へ就学すること。区域外の就学と、指定の変更というのは、合志市の中で住民票が変わったりした場合、転居した場合の就学、違う学校へ就学する場合の規則になります。

変更点としまして、まず、13ページの第7条のところになりますけれども、ここに書いてありますように、入学期間という言葉が就学期間に変更しております。これは区域外の就学をした場合、この期間が不明確でしたので、就学期間という言葉にして、その期間を明確にしたものでございます。

14ページを見ていただきますと、これは基本的に変わっていないんですけれども、一番上の、合教学第何号というところで、左側はないんですけれども、総務課から指摘がありまして、市町村から市民の方へ出す分については、発出番号が必要ということでしたので、この合教学というのはなくしますけれども、第何号という言葉書きは残しますので、左側の年月日の上に第何号というのは追加をお願いいたします。

その次の15ページから様式第2号になりますけれども、こちらは押印を廃止するものでございます。

16ページの様式第3号、その辺が若干変わってきておりますが、右側から左に変わっておりますけど、まず、右側で言うと上から4番目の保護者との続柄、続柄がなくなっております。左側のところに新たに追加したのが、変更を希望する期間と児童生徒の住所、と、一番下の連絡先を新たに追加しております。左側に、上から4番目のところに性別というのを新たに追加しておりましたが、こちらも総務課から指摘がありまして、性別については、できれば追加をしない、記載しない方向でしてほしいということだったので、追加しないこととして決まったところです。様式第4号は17ページになりますけれども、こちらは右側にある入学期間を就学期間に変えております。これも左側は、年月日の上に第何号というのが入ります。

第4号様式の(その2)になりますけれども、18ページになります。これも左側の年月日の上に第何号を追加してください。

19ページの(その3)の分になります。こちらを、相手先が校長ですので、市民ではありませんので、第何号の追加はしなくて大丈夫です。

様式を確認しておきたい事項がかなりありましたので、右側から左側に内容を、記載してもらって内容を変更します。旧様式では、住所がどこに異動するのか、どちらの学校にいつまで通うかということが、記入する欄がありませでしたので、そういったものを追加しています。

第7号様式が20ページになります。こちらは左側の新しい様式に就学期間を入れていきます。

第8号様式が様式の記入内容を変えております。様式の中は、1番下のところに就学期間と就学理由を今まで明確に書く欄がありませんでしたので、明確にするために様式を変更しております。

22ページ、様式第17号ですけれども、これは現状にあわせ、証書を横書きに変えたところです。

規則の変更については、以上になります。

○中島栄治教育長

たくさんあったので、私もやっとなついていったところですが、様式第17号の契約印は、番号の上ではないかな。

○栗木清智学校教育課長

そのように修正します。

○中島栄治教育長

はい。いくつか訂正があったので、これは訂正してからもう1回お見せしたいと思います。

○栗木清智学校教育課長

基本的には、第何号を市民の方には付けるというのと、性別をなくすというところが変更内容です。

○中島栄治教育長

性別は保護者から市に出している部分だけでしょう。

○栗木清智学校教育課長

そうです。

○中島栄治教育長

委員会から校長宛は性別を入れたままにするよね。

○栗木清智学校教育課長

はい。

○池頭俊教育委員

いいですか。

入学通知書と就学通知書、就学と入学はどう捉えられていますか。

結局、法からいうと就学なんですよね。つまり、年齢として達したので学校に通うことができますという通知を出さなければいけないのです。そして、そこについて、どこどこ学校ということにあなたは指定しますという形になっていくのかなというふうに法的には思うんです。だから、そうなると思わなくても、本当は法的に捉えると就学通知書のほうだと思わなくていいんですよ。結局、委員会からするとあなたはどこどこ小学校に通うということに決まりましたという通知を出さなければなりません。となると、就学なんだけどなというのが、僕の素朴な疑問です。どうだったんだろうと調べていろいろ調べたら、入学通知書と書いてあるのと就学通知書と書いてあるのがいろんなのを見ると書いてありました。ので、どっちでもいいのかなと思うんだけど、就学と入学はきちんとわけとかなないといけないというふうに思ったのが一つです。

それと、4ページのお知らせの2番で、事情により他市町村の学校に入学する場合、何かここにしなさいと言っという、いわゆる何かでできないというふうな書いてとかなければいけないのかなと、指定学校に入学できないときはとか、何かについては連絡をしてくださいと、これは必ずこの2つしかないんですよ。他の市町村へ入学するか、国立か市立以外に入学する以外は、だけなんですか。何かこの書き方はこれでいいのかなというのが2番目について思ったことです。

○栗木清智学校教育課長

それ以外の理由があるかもしれないということですよ。

○池頭俊教育委員

はい。性別がなくなったのはわかりました。

それから、校長に言うのもわかりましたけど、就学に関する規則の部分で、この規則の部分で言っているんですか。

まず1番目から言うと、第1条の2、これずっと言っていることなんですけど、学校長という職名はないので、委員会としては校長という職名に変えるべきではないのかな。普通の方がどう使われてもいいんですけど、委員会はそういうふうに使っていただきたいというのが私の要望です。

第2条は、そこは入学通知になるか就学通知になるか知りませんが、それをやっていたきたい。

第10条、法律が変わっているのが昔のままの法律で止まっているんですよ。施行規則からいうと42条というのは、何か分校についてのどうのこうのという内容なんです。これは34条に変わっているはずだと思います。そして、準用はないと思います。ここ調べていただきたい。

それから、49条のこれを出席停止の場合ですけど、学校教育法で委員会が出席停止をするのは、ここも変わって35条ですよ、26条ではないです。準用からすると49条だと思うんです。

○栗木清智学校教育課長

すみません、今の49条はどの部分でしょうか。

○池頭俊教育委員

14条の出席停止は、委員会が保護者に対してやるという形になっているんですよ。これは、法からいうと35条で入っているのではないのかと思うんですよ。ここら辺は確認をしてみてください。法的な部分の法律が変わっているのではないのかなというふうに思うことがあります。

それから、15条と16条は、これは校長がするというふうになっているんですよ。だから、全課程が修了した通知は校長がしなければならないことをこの本校のと言ったら、本校とは何なの、だれが見て本校になっているのかなと思います。

それから、卒業証書も校長がするという形だと思うんです。だから、委員会がすることと校長がすることをこうあわせてここは書かれているんだというふうに思うんですけど、そこもう少し整合性を持たせて、校長は何々するというふうに施行規則等にも書いてあるわけですから、そちらのほうでまとめてもいいのではないのかなと思います。

○栗木清智学校教育課長

ありがとうございます。今の法令の適用は、今指摘されたところ以外も全部見直

してみたいと思います。確認をとります。

あと、その校長先生のする仕事との混同、ここに記載する必要があるのかなというのは思いましたけれども、あとはこれも必要なので主語を確定するだけでいいのかなと思いますので、確認してみます。

○中島栄治教育長

卒業認定と卒業証書を誰がするのかをね。

○栗木清智学校教育課長

はい。校長はという言葉を入れそこねかなと思います。はい、ありがとうございました。

○中島栄治教育長

じゃあこれは次回までに訂正をしてもう一度ということでお願いします。

はい、それでは、ほかにございませんか。よろしいですか。

じゃあ、10分間ほど換気等、休憩を入れたいと思います。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○中島栄治教育長

それでは、引き続き会議を始めたいと思います。

では、報告事項等について事務局からお願いします。

○栗木清智学校教育課長

卒業式についてですけれども、資料の26ページになります。この出席者につきましては、この表のとおりでお願いいたします。

あと、挨拶等につきましては、前回提出しました内容で御指摘ありませんでしたので、そのまま皆様のお手元に置いておりますのでよろしくをお願いいたします。

○中島栄治教育長

はい。じゃあ報告事項の1ですけれども、卒業式の出席名簿、よろしいでしょうか。続いて、入学式についてもお願いします。

○栗木清智学校教育課長

入学式については、その下の表になります。今のところこの日程で予定をしておりますのでよろしく申し上げます。

あと、挨拶文につきましては、次の28、29ページに掲載しておりますので、

何か御指摘がありましたら齋藤主幹まで御連絡をいただきたいと思います。

○中島栄治教育長

次のページに小学校と中学校への挨拶文がありますので、何かありましたら、また、齋藤主幹までお願いしたいと思います。

それでは、告辞について補足をお願いします。

○草場博志教育審議員

文面については、卒業式、入学式の際は感染拡大防止のため簡易に式を実施するというので、今回も前回同様、教育委員会告辞については、保護者に配布する式次第の用紙の中に入れていただいて、読み上げについては省略をするということの確認でよろしかったでしょうか。

○中島栄治教育長

今のところはなるべく30分内ということでは言ってますけども、多分、どうしても卒業証書授与にこだわっているところがありますので、そこがやっぱり時間がかかっているところあると思います。

では、続きまして、3月の行事予定についてお願いします。

○草場博志教育審議員

30ページを御覧ください。

3月の行事予定になります。

左側、上から合志市行事関係のところです。

3月2日 市議会本会議閉会。

3月3日 小中一貫教育の日。

3月4日 管内中学校卒業式。

○中島栄治教育長

授業参観関係は全部あるのかな。これは全部中止ではないかな。

○関嘉晋指導主事

何校かはオンラインでの学級懇談会が行われます。

○草場博志教育審議員

すみません、詳細については把握できておりません。

3月 6日 まん防延長期間終了予定日。

3月 7日 市校長会議。

3月14日 公立高校入試追検査。

3月22日 二次募集の追検査。

3月23日 小学校の卒業式。

3月24日 小学校の修了式。

3月26日 小中学校退任式（予定）。

3月31日 管内の退職者辞令交付式。合志市の退職辞令交付式（予定）。

次回の教育委員会議は、28日、月曜日の13時30分からでいかがでしょうか。
よろしく願いいたします。

○中島栄治教育長

それでは、何か御質問等はありませんか。

なければ、28日の1時半はよろしいでしょうか。

はい。じゃあ28日の1時半の教育委員会議の（仮）は消しといてください。

あと、退職者辞令交付式は、場所はどこかな。

○齋藤正典総務施設班主幹

1階の避難所①をとっています。御案内の通知は後日送付したいと思います。

○中島栄治教育長

はい。御案内の通知をしたいと思いますので、退職者辞令交付式の市の分、31日の16時からのを予定入れていただければと思います。

○池頭俊教育委員

いいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

2点。一つは、先ほども話あったけど、中学校の卒業式のとときに西合志中の授業参観であるんですか。

○中島栄治教育長

これは違いますので訂正をお願いします。

○池頭俊教育委員

もう一つは、市の努力目標というか、重点努力目標がずっと出てないけど、28日に出されて、これで決定とか言われたら、とても厳しいんですけど。

○草場博志教育審議員

昨年度、教育委員会議には1回かけてあると思います。

○中島栄治教育長

それを2月の会議にかけたのかな。準備ができ次第一度お送りしますので、見ていただいて、御意見をお伺いして、また再度出しますので、文書のやりとりでよろしいでしょうか。市の教育目標ですので、早目に学校には知らせたいと思いますので。

○池頭俊教育委員

いや、文書のやり取りだけでというか、教育委員さんのそれぞれの御意見を聞かないと、あれを基に学校訪問等をやっていくのに、全然そこで議論もしてなかったとなるとどうなんだろうって思うんですが。

○中島栄治教育長

1回やってなかったなので、出来上がり次第1回臨時の教育委員会議を設けましょうか。

○池頭俊教育委員

一番いい形は、事前に流していただいて、一回いろんな意見を集約してもらったうえで、会議をどこかでとってもらって、その最後のところで決めていただくというぐらいにもっていかないと、1年間の取り組みの部分だから、そこが非常にうやむやだったら、私たちも学校訪問して何なんだろうと思うことがあります。

○中島栄治教育長

14日か15日で調整をさせてください。学校教育努力目標を見ていただくという形での臨時の教育委員会議を設けたいと思います。委員の皆様は、大丈夫ですか。

はい、これは日程調整をしまして、14日か15日に臨時の教育委員会議を設けまして、市の学校教育努力目標についてということをお願いしたいと思います。正式に28日に最終チェックを通していただいて、学校には配布するという形をとりたいと思います。

では、続いて、その他について、不登校児童生徒数、その他についてお願いします。

○大山寛指導主事

では、失礼いたします。資料の31ページ、御覧ください。

不登校の数が1月、124名ということで、前月より10名増えているような状況になっております。内訳ですけれども、右側のほうで御覧いただくとわかりますように、学年が上がるにつれて増えているというような状況でございます。

各学校、SCとかSSWとか、直接的な子もいれば、話し合いで間接的に御意見

等をいただきながらおおよそその子どもたちに直接・間接的に携わっていただいているところがございます。

その不登校生徒124名を対象に、32ページを御覧ください。

学習保障調べということで、各学校の小中学校124名の不登校児童生徒についての状況、学習保障状況を確認させていただいております。1月の状況でございます。そこに主にとということで124名、どれか1つに、主なものを1つ選んでもらうということで、今月も調査をしております。1番のオンラインで学習をほとんどしているというのが24名、あと、プリントで保障しているが42名、主に適応指導教室でしているというのが11名。この①から②と③の中に、もちろん主ではありませんけれども、オンラインで配信をして学習保障の一端を担っているという児童生徒もいるということでございます。

④番のその他でということで、この37名というのは、欠席が30名に到達していますけれども、ある程度学校に来れている児童生徒でありまして、学校に来たときに補習をしたり、対応をしているところです。あと、家庭訪問が今はまん防中でなかなかできないところですが、できるだけ接してということで対応している児童生徒もいるとのことでした。

あと⑤というのは、解消をしているということで、もうほとんど学校に来れている子で、1人、小学校の児童でございます。

あと⑥番、保障できていない児童生徒というのが、全然できてないというわけじゃございませんが、会えてない。なかなか御本人と会えないということで、1月については9名でございます。

あと保護者の方に、保護者の方にプリントをやって、そこからいっていくという可能性は多いにあるんですけれども、その確認がなかなか保護者の方ともとりづらいうということで、この⑥番に入れていただいているところです。

オンライン授業配信では、高学年になってきますと小学校でも見れますし、あと中学校でも大体見れるような状況ですが、やはり小学校の低学年の子どもさんの対応を、そこをちょっと工夫していかなければならないなというふうに考えているところがございます。

31ページに戻っていただきますと、一番下のいじめの認知件数ですがけれども、1月に22件増えております。これは12月と1月と同様に、心のアンケートで、いじめを受けたという子どもさんへの面談等を通し対応いたしまして、数がそれだけ計上をされています。今の段階で全く解決をしてないということではなく、対応を各学校していただきまして、ほとんどが見守りを3カ月間して解消ということになりますので、まずは今年度いっぱい、3月いっぱいまで経過観察と、あと面談等をしっかりしていただいで確認をしていただいでいるところがございます。

私から以上でございます。

○中島栄治教育長

これほら、⑥の9人の中でSSW、SCまたは医療機関、または児相、そういったのが入っていない子はいるのかな。

○大山寛指導主事
いません。

○中島栄治教育長
全員どれか入っているね。生存確認はできている子たちだよね。

○大山寛指導主事
いや、何人かは数カ月できていない子もいます。

○中島栄治教育長
だから、その他の機関とのつながりはできているんだよね。

○大山寛指導主事
関係機関とはつながっていますが、SSWでも会えない子も実際は2人います。

○中島栄治教育長
2人。

○大山寛指導主事
この月2人です。

○中島栄治教育長
この9人の中にね。

○大山寛指導主事
はい。

○中島栄治教育長
この月というか、1月に会えていないということかな。

○大山寛指導主事
そうです。

○中島栄治教育長
この辺は、かなり深刻なところがあると思いますので、親さんだけでなく、学校やいろんな機関と対応していきたいというふうには思います。

では、よろしいでしょうか。

○村上貴寛教育委員

すみません、一つ。

このいじめの認知件数の1月の22件という数字の内、改善している数字というのは、それは全部改善しているということなんですか。

○大山寛指導主事

この数字、22件のことについては、対応はしていますので改善もしています。ただ解消という定義が3カ月見守ってから解消ということになります。

○村上貴寛教育委員

ありがとうございます。

○中島栄治教育長

4月以降にならないとリセットしないということですね。

○大山寛指導主事

解消というのはですね。

○中島栄治教育長

よろしいでしょうか。

それでは、すみません。先ほどのことで、私の報告の中で1カ所間違いがありましたので訂正をさせといてください。

動静の2月9日の在宅勤務は、私個人の感染リスクのために、私個人です。私と併せて2人です。

はい、どうぞ。

○大山寛指導主事

すみません。一つ、コロナ関係で情報提供をさせていただきます。先ほど教育長からもお話がありましたように、児童生徒、保護者の方、学校等の多大なる御理解と御協力のおかげをもちまして、これまで合志市におきましては、小中学校でのクラスターの保健所からの指定は1件もございません。大変ありがたいことで感謝しているところでございます。御報告をさせていただきます。

○中島栄治教育長

はい、それでは、その他何か連絡等はありませんでしょうか。よろしいですか。

はい。では、以上で終わりたいと思います。

御起立をお願いします。

以上をもちまして令和3年度第11回教育委員会議2月定例会を終わります。
お疲れさまでした。

午後3時00分 閉会